

令和4年度 第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事録(概要)》

- 1 日時 令和4年7月25日(月) 10時00分～11時30分
- 2 場所 ザ クラウンパレス新阪急高知 3階 花の間
- 3 出席者
- | | |
|-------|------------------------|
| 濱田省司 | 高知県知事 |
| 瀬戸保彦 | 高知県小中学校長会 会長 |
| 廣瀬法民 | 高知県高等学校長協会 会長 |
| 橋本和紀 | 高知県私立中高等学校連合会 会長 |
| 金子宜正 | 高知大学教育学部附属中学校 校長 |
| 岡林拓也 | 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長 |
| 池永彰美 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 阿形恒秀 | 千里金蘭大学 生活科学部 教授 |
| 川竹佳子 | 高知弁護士会 |
| 吉川清志 | 高知県医師会 常任理事 |
| 池雅之 | 高知県臨床心理士会 会長 |
| 竹内信人 | 高知県市町村教育委員会連合会 会長 |
| 松下整 | 高知市教育長 |
| 菅谷和彦 | 高知地方法務局人権擁護課長 |
| 山地和 | 高知県子ども・福祉政策部長 |
| 岡村昭一 | 高知県文化生活スポーツ部長 |
| 長岡幹泰 | 高知県教育長 |
| 藤谷周三郎 | 高知県警察本部生活安全部長 |
| 森克仁 | 高知県中央児童相談所長 |

4 概要

(1) 開会

会長あいさつ

これまで本協議を重ね、関係機関・団体が相互に連携を図り、いじめ防止のための取組が総合的に、そして効果的に推進をされる体制づくりが整ってきており、県をはじめ、関係機関が実施する施策の中に、さまざまな形で反映をされてきたと考える。

具体的な取組としては、いじめ防止サミットや、「高知家」いじめ予防等プログラムの作成、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別の防止に向けた取組についてなど協議を行ってきた。

今回は、全国的に増加傾向にあるネットいじめの問題に対する現状や課題について情報共有したうえで、この問題の防止等に向けた関係機関・団体の取組や連携について協議いただきたい。

高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組について

委員(進行)

事務局より、高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組についての説明をお願いします。

事務局 《資料1に基づき説明》

高知県いじめ防止基本方針に基づく各関係機関、団体の主な事業について現在進められているものを一覧表にまとめたものである。

令和3年度の結果から、到達目標の達成に向けてさらに取組を進めていかなければならない事業を抜粋し、説明する。

まず、「人権教育推進事業」である。この事業は、児童生徒の人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校、地域づくりに向けた人権教育の充実、発展をさせる事業である。到達目標である個別の人権課題に関する校内研修および授業研究を実施している学校の割合は、令和3年度は60%台であるが、校内研修のみでは全ての学校で実施されている。今後も、全ての学校で校内研修に加え、研究指定校での成果を県内の学校に広く周知し、各学校で授業研究に生かされるよう進めていく。

続いて、特別支援教育課の「小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進」である。この事業は、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が、将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう小中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図るものである。通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合が、到達目標の100%に対し、令和2年度から令和3年度にかけて小中学校ともに増加しているが、小学校は82.4%、中学校は67.4%にとどまっている。個別の教育支援計画の作成については、保護者の同意が必要となるため、学校から継続して保護者へ働きかけを行い、全ての学校で作成を目指していきたい。

続いて、幼保支援課の「保幼小連携・接続推進支援事業」である。各園で生まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、高知県保幼小接続期実践プランを活用し、各園、各小学校における接続期のカリキュラムの作成、実践、改善を支援し、あわせてモデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を全ての地域に普及していく事業である。令和元年度の実績では、保幼小の連絡会実施率や子どもの交流活動の実施率は、それぞれ7割程度まで実施をされてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度以降、子ども同士の交流活動や、教員同士の連絡会を控えた学校があった。今後も新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、個別の訪問を通し、保幼小連携の接続の取組を働きかけていく。

令和4年度協議テーマについて

委員（進行）

続いて、事務局より今年度の協議テーマについての説明をお願いします。

事務局 《資料2、資料3に基づき説明》

本協議会は平成26年度から開催されており、これまで、いじめをテーマにさまざまな協議がなされてきた。今後の課題として、SNS等、インターネット上でのいじめの事案や相談が増えてきている中で、ネットいじめに焦点を置いた協議が近年行われていなかったことから、今後、高知県として必要な取組について協議していく必要がある。

続きまして、資料3をご覧ください。令和3年度いじめ問題対策連絡協議会で、委員の方々から出された主な意見をお示しした資料になります。

昨年度の本協議会にて、「インターネットでの誹謗中傷、冷やかしからいじめなどのいじめは、教職員から見えにくい状況がある。」、「警察にもSNSでのトラブルについて相談が寄せられており、周囲が気付かないいじめやトラブルが懸念される。」、「SNSを通じたトラブルやいじめ防止の取組が今後も必要

である。」「大人も情報モラルについて勉強していく必要がある。」「情報モラル教育を学校だけでなく関係機関と連携した取組が必要である。」といった意見があった。そこで、今回の本協議会では、ネットいじめに焦点をあて、「ネットいじめ防止等に向けた各関係機関・団体の取組・連携について」というテーマで協議いただくこととした。

協議 ネットいじめ防止等に向けた各関係機関・団体の取組・連携について

委員（進行）

それでは、テーマに関連して、事務局から高知県におけるネットいじめの現状や課題について説明をお願いします。

事務局 〈資料4に基づき説明〉

高知県におけるネットいじめに関する現状について、いじめ防止対策推進法の施行以降、高知県のいじめの認知件数は、令和元年度まで増加傾向となっていたが、その後は若干減少傾向となっている。

次に、高知県内の子どものスマートフォンの利用率について、全ての校種において全国より高くなっている。

また、全国のネットいじめの件数について、全国的にネットいじめが増加傾向にあることが見て取れる。高知県でも同様の傾向があり、特に小中学校での増加が顕著で、その特徴としてSNSでの誹謗中傷に加え、オンラインゲーム上で友達に無理矢理アイテムを購入させたり、仲間外れにするといったトラブルも報告をされている。

また、SNSで何気ないやりとりから、嫌な思いをして不登校に至った事案や、終結まで困難を要した事案が高知県内でも実際に発生しており、ネットによる性被害や盗撮、自撮りの被害、個人情報流出、なりすましなど事件性のある事案も発生をしている。

高知県のこれまでの主な取組について「『高知家』いじめ予防等プログラム」や、「こうち高校生LINE相談」、「24時間相談電話」などの相談窓口の設置、ネットでの誹謗中傷や個人情報の拡散に対応する「高知県学校ネットパトロール」、高知県警によるインターネットに関する非行防止教室、保護者を対象としたいじめの基本的なことやネット問題についての研修などを行っている。

ネットいじめにおける本県の課題と今後の取組として、ネットいじめにつながるようなSNS等の利用場面は、主に学校外で発生することが多いため、学校での取組に加え、学校、保護者、地域、関係機関等が連携した取組が重要であると考えます。

また、本県にて作成した「『高知家』いじめ予防等プログラム―追補版―」と「情報モラル教育実践ハンドブック」を学校現場だけでなく、保護者、地域、関係機関等で広く活用されるよう進めることも必要だと考える。

「『高知家』いじめ予防等プログラム―追補版―」には、子どもたちが悩みを抱え込まないよう、SOSSの出し方についての校内研修ができる内容や、子どもたちが不安や悩みへの対処について考える学習指導案が掲載されており、県内全ての学校の教職員に配布し、地域や保護者の方々への周知もお願いしているところである。

また、「情報モラル教育実践ハンドブック」には、子どもたちが加害者にも被害者にもならないようネットを適切に利用するための知識や能力を育むための教材や、学校と家庭で連携して、ネットいじめ等の未然防止のための取組のポイントなどを掲載している。

委員（進行）

ネットトラブルに関して、「高知県青少年保護育成条例および高知県の迷惑防止条例が改正されている

ので、関係課より説明をお願いします。

委員《資料5に基づき説明》

高知県青少年保護育成条例は、青少年のための社会環境の整備を図るとともに、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為から青少年を保護することで、青少年の福祉の増進に寄与することを目的としている。

近年のスマートフォン等の急激な普及により、青少年のインターネット利用環境の変化を背景として、さまざまな問題が生じる中、これまで本条例には青少年の適切なインターネットの活用を推進するための規定がなかったことから、保護者、学校、関係団体等の役割を明確にするため、平成30年4月に条例の改正を行った。

主な改正内容は、保護者の役割として（1）監護する青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めること。（2）監護する青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力の状況に応じて、利用の制限や利用状況の把握に努めることなどが定められている。

併せて、学校や青少年の育成に携わる関係者、関係団体の役割として、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得できるよう努めることが規定されている。

本条例では県の責務として、国および市町村との連携のもと、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し実行することとされており、条例の改正を受け、県教育委員会や県警、法務局等の関係機関と連携をし、広く県民に対する周知啓発活動や情報モラル教育の推進など、関連する取組を推進したところである。

令和3年7月の改正では、青少年の自撮り被害が増加傾向にあることから、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための条例改正を行っている。

主な改正内容は、「何人も青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない」という条項を追加するとともに、違反した場合の規定を定めている。

条例改正を受け、県教育委員会および県警とともに、青少年および県民に対してさまざまな手段により周知啓発に取り組んできたところである。引き続き、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為から青少年を保護していくため、家庭や学校、職場、地域社会などのあらゆる場面で、県民や関係団体が相互に連携し、青少年の健全な育成に努めていくようネットトラブルの防止に向けた取組を推進していく。

委員《資料5に基づき説明》

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例について、令和3年7月1日施行で条例改正を行っている。小型化、高性能化する撮影機器の普及やインターネットの普及など、社会情勢の変化に伴って、悪質、巧妙化し続ける盗撮被害を防止するため、条例第4条の卑わいな行為の禁止が改正された。

主な改正内容については、まず、盗撮行為等の規制場所を拡充した。これまでの公共の場所や乗り物に加えて、特定かつ多数の者が利用するような場所や乗り物、人が通常衣類を着けない状態であるような場所も、のぞき見、盗撮の規制場所と規定した。

次に、盗撮行為等の目的で、写真機等を人に向ける、設置する行為の禁止を規定した。これらの改正により、例えば学校の教室やトイレ、更衣室なども盗撮等の規制される場所となり、これらの場所にスマートフォン等を設置する行為も禁止されることとなり、ネットトラブルやネットいじめに対しての抑止効果も期待されることである。

県警察では引き続き法令に基づき犯罪を取り締まるとともに、被害少年に対しては少年サポートセン

ターを中心として立ち直り支援を行っていく。また、学校をはじめとする関係機関、団体と連携して非行防止教室を実施するなど、少年が犯罪の被害者にも加害者にもならないように取り組んでいく。

委員（進行）

それでは、委員の方々から、それぞれの立場で見るネットいじめについての現状や防止に向けた取組について、また、関係機関との連携について意見ををお願いしたい。

委員

本日はネットいじめを未然に防止する取組の1つとして、私たちの地区の保育園、小学校、中学校が連携して取り組んでいることをお話したい。

中学校区では子どもたちの学力の向上と、健康的な生活習慣の定着を目指して、職員の研修会を年3回行っている。子どもたちの生活状況について話し合いをする中で、小中学生だけではなく園児にも睡眠時間やメディア、インターネットゲーム、SNSに関する基本的な生活習慣に問題がある子どもたちが多く見られることが分かった。より良い生活習慣の確立は、子どもたちの学力を保障する上で大きな影響があると考えている。

そこで、生活習慣アンケートを中学校区で実施し、ゲームやスマートフォンの使用時間、家庭でのルールなど、アンケートによって把握した結果や分析、課題に対する解決策などは、2学期以降保護者に返していく。

また、学校運営協議会でも結果や分析などを共有し、学校や地域で取り組めることはどのようなことがあるのか話し合い、地域とも連携、協働して取り組んでいきたい。

また、2学期、3学期からは、中学校のテスト期間に合わせて、保育園、小学校、中学校の子どもたちが、メディアに触れる時間を少なくしていこうという取組を一斉に行う予定である。

このような取組を通して、学校はもとより保護者や地域の子どもたちがスマートフォンやインターネットをどのように利用しているのか、その利用実態について関心を持ってもらい、家庭でもしっかり話し合ってもらえるよう、呼びかけていきたい。

委員

高校でもネット上に嫌なことが書き込まれるケースが非常に多い傾向がある。友人から、こんなことが書かれているというのを聞かされてショックを受け、いろいろな事案に発展していくケースが増えている。

他人のアカウントを故意に匿名で掲示板にさらしてしまうケースや、本人になりすまして書き込みを行って、写真や動画、個人情報をネット上に流しているということも起こっている。犯罪行為にもなりかねないので、早期対応のため、保護者も敏感に対応してくれている。

何気ないことを書き込んだのが、エスカレートして、悪質ないじめに発展して不登校になるケースもある。また、暴力事件に発展するケースもまれには起こっていると聞いている。

ネット上のことは、学校ではなかなか分かりづらい。保護者が介入してくれても解決に至らないことがある。学校以外のところで起こっていることについては、警察に相談しながら、対応してもらおうということも起こっている。

学校の対応として、定期的にいじめのアンケートを取っている。また、教員に相談しやすい教育相談体制をつくっていく。気になる生徒へ声掛けや情報共有は非常に大切なので、月1回は支援会を開いている。

ネットパトロールで警察からの情報も頂けるので、そういった関係機関との連携を大切にしており、

保護者対象としたネット問題についての講演会も行われている。

また、家庭でのコミュニケーションを取っていただき、相談しやすい雰囲気づくりを家庭でもお願いしており、気になることがあれば、学校に相談していただくよう組んでいる。

委員

子どもたちを取り巻くネット問題の現状としては、LINEでの悪口、オンラインゲーム上での暴言や仲間外し、インスタ等でのなりすましによる誹謗中傷など学校から報告されている。

少年補導センターでは、危険だと伝えるだけではなく、正しい知識や使い方を身に付け、トラブルを回避できる知恵と心を身に付けた子どもを育てることを目的に、情報モラル教育推進事業を実施している。情報モラルに関する授業は年々需要が高まっており、令和4年度も7月現在121回実施している。

情報モラル授業では、文字でのやりとりが主流になるネット上での対話については、特に誤解しやすい言葉に気をつけること。何気なく書いた言葉でも、侮辱罪に問われる可能性があること、インターネット上に一度上げたものは、完全に消すことはできないこと。だからこそ送信する前には相手の気持を考え、一度立ち止まって考える習慣を付けることなど、事例を含めて具体的に伝え、さらに現実社会ではやってはいけないことは、ネットの中でもやってはいけないという基本的なことを学校で繰り返し指導させていただいている。

少年補導センターでは、令和4年7月に高知市立小中、義務教育学校の児童生徒を対象に、ネット利用に係る実態調査をGIGAタブレットにて行った。現在その結果の集計、分析を行っており、今後においても学校などで児童生徒の実態により即した指導内容が展開できるよう充実を図っていく。また、小中義務教育学校の児童生徒の入学時には、学校を通じて全ての保護者に家庭でのネットのルールづくりについてのリーフレットを配布している。

今後も、児童生徒自らのネットに対してのリテラシーの向上や、保護者が児童生徒のネット利用について関心を高めていけるよう、引き続き啓発を進めていく。

委員

市教連、市町村教育委員会連合会で取り組んでいることとして、研修会で、実際のSNSによるいじめの実例を挙げて、こういった防止方法があるということを周知徹底する研修を行っている。こういう取組の先進地である埼玉県へ行って、被害者が、どうすればSOSを出していけるのかという研修を行い、それを持ち帰り、中学校でSOSの出し方の授業や、実際にいじめに遭った時にどう対応をすればいいのかといったことを中学校の授業でやってもらう。

その他に相談を受ける側の教職員や地域の方を対象にしてゲートキーパー研修をし、被害に遭っている子どもたちから相談を受けた場合に、どう対応をしていくというような研修を行っている。

委員

このスマートフォンの利用率を見てみると85%とあるが、これ以上じゃないかと感じている。高校へ行くと課題であったり、部活動の連絡であったり、いろいろな面においてスマートフォンが手放せない状況になっている。

夜中までスマートフォンを手放せない状況でも、勉強のためと言われたら、親の立場としては、それは駄目ということは言いづらい。しかし、決まり事なので、時間内で終わらすよう子どもたちと話している。

PTAの研修会で「子どもの心にどう寄り添うか」をテーマに、学校で起こるさまざまな問題の背景となる要因や、そのメカニズムについて研究している講師から、ネットいじめなどの資料も提出してい

ただけるので、期待して参加したい。

委員

ネットいじめについて、先日、民生委員の会があった時に他の委員にも聞いたが、ネットいじめはあるとは聞くが、実際に自分たちが関わることはない状況である。

P T Aや保護者に聞くと、生徒がネットに問題がある書き込みを上げ、本人はその言葉が悪いことに気が付き削除したが、既に拡散しており、大変なことになったという話を聞いた。

学校でもいじめ予防等プログラムや人権学習会、道徳などで、ネットいじめの学習をしていることは知っているが、大人にも、子どもにも地道な教育や学習が必要だと思う。

委員

通常のネットいじめの被害児童生徒は、恐らく他のいじめと同様の症状で、頭痛、腹痛、全身倦怠感、朝起きられないなどを訴えて、原因となる病気を診断して治療する。通常は偏頭痛や便秘、起立性調節障害、過敏性腸症候群などの診断をする。

起立性調節障害や過敏性腸症候群も体質ではあるが、その体質から腹痛や下痢を起こす。朝起きられないという症状を来すのは、大きなストレスが関係していることが多い。したがって、診断をされたら医療に任せればよいということではないということを理解していただきたい。

これらの症状で登校できなくなっている場合、心因性であることが多い。その原因を考えると、子ども自体の問題として、子どもの繊細さや、発達障害や、勉強が分からないとかいうことがある。

学校の問題としては、いじめ、友人や教職員との関係の悪化、親の養育姿勢、貧困、虐待、ヤングケアラーなどがあると思われるが、原因究明できることは限られる。診察の時、保護者と待っている時間に話をしてみてくださいと伝えると、学校のいじめなどについて、保護者に話をすることがある。

周りに友人、保護者、教職員、他の大人など支えてくれる人がいると、子どもは頑張れると思う。でもそういう人がいないと、どんどん深みに入ってってしまう。

子どもが発信するS O Sや、子どもの変化に教職員が気づき、担任やS C、S S W、養護教諭などが対応してくれていると思う。その対応が適切に行われているのかどうか、組織としての形はできているが、学校現場での実施の対応はどうか、気になる場所である。

S N Sでのいじめは発見しにくいと聞いている。子どもとの信頼関係を築き、継続的に寄り添える人と場所が、学校の内外に必要なと思う。そして、それが適切に機能しているかどうかが大切だと思う。

委員

1点目は、いかにうまくネットと付き合うかという視点が必要である。イメージ療法、認知行動療法がヒントとなる。「梅干しをイメージしないでください。」と言われたら多くの方は梅干しをイメージし、唾液が出てくると思う。一生懸命いじめをなくそうとしても、いじめをイメージしてしまう。そう考えた場合に、一生懸命いじめをなくそうとしながら、結果的に、アクセルを踏みながらブレーキを踏むような行動をやっていることがあるのではないかと思う。いじめ予防等プログラムや、情報モラル教育実践ハンドブックなど、うまくいく方法はということなのかという視点が重要かと思う。

2点目は、心の体力づくりである。よさこい踊りの例で伝えると、真夏の炎天下に衣装をまとい、熱中症のリスクが高くなるが、多くの参加者はそのような症状に陥らない。日頃から練習をしているからであり、多くのボランティアからの水分補給や、街頭の方々の声援で、その場を乗り越えることができている。ここで大切なのが、いじめそのものを乗り越えていくための練習と言ってもいいのかもしれない。ネットをうまく使う。さまざまなプログラムを通じてやっていくことそのものが、心の体力づくり

に相当することになる。教職員の適切な指導や、保護者の協力が不可欠であることは言うまでもない。コロナ禍において、友人との距離をうまく取るのに、心身ともに大変な思いをしていると思う。また、家庭の経済的な背景や、ヤングケアラーの課題など、さまざまなものがある。また他にも発達課題を抱える児童生徒のこともある。具体的にはさまざまな事に過敏に反応したり、衝動的な行動でその場を乗り切ろうとする場合もある。これは時にいじめとして捉えられる。このような行動の背景には、自身を守ろうとする心の働きが作用している。安心感が得られれば問題がないが、その安心感が得られないために起こる行動が多くある。それが暴力・暴言の形で伝えていくことによって、本人たちは自分を守ることにつながっている。これは当然適切ではないが、このような事態になってしまうことがある。残念なことに、大人社会そのものにも武力という形で現実化している。

これらを回避するためにも、対立解消や、仲裁のプログラムなどが重要になってくる。

委員

『高知家』いじめ予防等プログラム―追補版―には、いろいろな関係機関の連絡先が書いてあるが、子どもや保護者には伝わっているのか。

事務局

冊子以外にデータとして、学校の「まなびばこ」に入れている。そのデータを抜き出して、保護者・地域の方々にも配り、利用していただくようお願いしており、学校によっては活用していただいているところもあると考えている。

委員

ぜひ、全学校の全生徒が、これを知っておく形を取っていただきたい。

事務局

全ての子どもたちには、タブレットが配られており、そのタブレットのトップページに、この相談窓口を示している。子どもたち自身は直接それを見ることができる状況である。

委員

ネットのいじめが、わいせつ系の犯罪につながっていることが気になる。ネットに一度出したものは消えないという知識がないまま、言われるがままに裸を写した写真を送ることがある。その場合に、保護者や教職員に相談できないことがあり、相談窓口が大事になる。そういった関係機関が連携し、早期対処することが大事である。

未然防止の観点では、裸の画像を他の人に簡単に示してはいけない、写真等をネットに出すということが、どれだけ大変なことになるのかという教育が必要である。最近そういった相談も出てきており、情報共有させていただいた。

委員

1つ目は、スマホの利用率が、全国的にも増えてきており、高知でも中学校が85%、高校が97%で、逆に言うと、クラスに2~4人、持ってない子がいる。部活動やクラスの連絡から外されることになる。それも問題になってくる気がする。

2つ目は、ネットいじめの実態把握が難しい、個人情報悪用されやすい、回収が難しいことである。その中でも、ネットいじめは、不特定多数性、匿名性というのが深刻な苦痛を与え、疑心暗鬼になるこ

とである。一体誰なんだろうという苦しみにっていく。みんなが加害者に見えてくるという声も聞く。

今の若い子たちは複数のアカウントを持っており、裏アカウント、別アカウントを使い分けており、別アカウントでひどい汚い言葉で人を批判することがある。裏アカ、別アカを使い分けるというのは、人格がスプリットしたままで、統合されていないのではないかという問題意識がある。誰もが自分の中に影や闇を持っており、それも含めて大人になっていき、人格統合していくが、分かれたままになっている。そのような問題点も教育の課題として、子どもたちに考えさせることができればいい。

他の委員からもあったが、大人と子ども、また、子ども同士の関係性を深める。また、学校と家庭と地域のネットワークを深めていく。それがいじめ防止、ネットいじめ防止につながると思った。

会長

本県の子どもたちのスマートフォンの利用率は全国と比べて高く、SNSでの書き込み、仲間外れの問題や、個人情報流出などいじめの事例が見られている。

SNSは、学校外で利用される時間が多いことから、学校での取組はもちろん、家庭や地域、関係機関の連携、協働が重要である。

また、SNSのいじめは、実態把握が難しい側面があり、早期に発見をして対応していくという意味では、いじめ予防等プログラムにある相談窓口を家庭、児童生徒に周知をしていくことが大事である。

本日、協議いただいたことについては、今後各機関、団体での取組に反映をさせていただきたい。そして、「いじめ予防等プログラム」や「情報モラル教育実践ハンドブック」について学校だけでなく、PTA、民生・児童委員、地域の方々にもいろいろな形で目に触れられることが大事だと思うので、さまざまな研修の場において活用されるようお願いしたい。

高知の子どもたちが、ネットを含むいじめにより、つらい思いをすることがないように県としても取組をしっかりと進めてまいりたい。今後とも協力をお願いしたい。